

(資料)

令和6年1月15日時点

## 令和6年能登半島地震により避難された方への支援策について

倉吉市

総合相談窓口  
電話番号 0858-22-8162

防災安全課  
0858-22-8162

### ■生活

支援項目	支援内容	問い合わせ先
転入手続き	被災地から転入される方が「転出証明書」の発行を受けられない場合は、本人確認を行った上で転入届出の受付を行います。	市民課 TEL0858-22-8155
住民票の写しなどの発行手数料の減免措置	窓口請求の場合、被災された方が転入後、本市の住民票の写しなどが必要な場合、り災証明書の有無にかかわらず発行手数料を免除します。また、被災された方が戸籍謄本などを郵便請求された場合は、請求事由により免除します。	
水道料金の減免	市内の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、水道料金の減免を行います。	上下水道局 TEL0858-27-0633
下水道使用料等の減免	市内の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、下水道使用料及び集落排水施設使用料の減免を行います。	
ごみ袋提供	市内の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、1世帯につき100枚/年を支給します。	環境課 TEL0858-22-8168
空き家情報提供	被災者受入れのための空き家情報を提供します。 被災地から移住される方に対し、住宅の取得に要する経費の一部(新築・中古:2人以上世帯で最大100万円、単身で最大50万円)を支援します。	しごと定住促進課 TEL0858-27-0501
市営住宅の提供	入居期間は原則1年以内です。家賃、敷金は全額免除します。 生活用具(ガスコンロ、照明設備等)を準備します。 退去時の畳の表替え、襖の張替費用は不要とします。	建築住宅課 TEL0858-22-8175
職業紹介等就業支援	ハローワーク等との連携による情報提供、窓口紹介等を行います。	しごと定住促進課 TEL0858-22-8129
被災地地方新聞の閲覧	数日遅れになりますが、北國新聞、新潟日報、北日本新聞を倉吉市立図書館に配架しています。	倉吉市立図書館 TEL0858-47-1183

### ■医療・保健・福祉

支援項目	支援内容	問い合わせ先
国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する支援	被災者の保険料の減免を行います。	保険年金課 TEL0858-22-8124
	被災者の一部負担金(窓口負担)の減免を行います。	
介護保険に関する支援	被災者の介護認定について、証明するものが無い場合でも認定します。	長寿社会課 TEL0858-22-7851
	被災者の介護保険料の減免を行います。	
	被災者の利用者負担の減免を行います。	
養護老人ホーム措置、徴収金の減免	被災者の養護老人ホームへの措置、徴収金の減免を行います。	
倉吉市高齢者生活福祉センター利用料減免	被災者の倉吉市高齢者生活福祉センターへの入所に伴う利用料の減免を行います。	

## ■医療・保健・福祉

支援項目	支援内容	問い合わせ先
各種保健事業の措置	被災者に対し、市に住民登録がなくとも次のサービスを行います。 ・予防接種(季節性インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌、新型コロナウイルス) ・健康相談 ・がん検診	健康推進課 TEL0858-27-0030
	被災者に対し、市に住民登録がなくとも次のサービスを行います。 ・母子健康手帳(再)交付 ・妊婦健診 ・乳幼児健診 ・予防接種(こども) ・育児相談	子ども家庭課 TEL0858-27-0031
保育料の軽減	被災者の保育料の減免を行います。	子ども家庭課 TEL0858-22-8100
要保護児童及び要支援児童の受入相談	児童及び家庭の被災状況を把握し状況に応じた必要な支援を行えるよう相談に応じます。	
福祉資金等の貸付	被災者の方の状況に応じた各種貸付事業の相談対応を行います。 (申請窓口:倉吉市社会福祉協議会 あんしん相談支援センター TEL0858-24-6265)	福祉課 TEL0858-22-8118
障がい児・者への支援体制	障がい児・者の被災者を把握し、状況に応じた必要な支援を行えるよう相談に応じます。	
生活困窮による相談体制	被災者の方が避難先での生活困窮による相談・生活保護制度等について説明します。申請の意思が確認できれば申請を受理し、一定の聴き取り調査等を行います。	

## ■教育

支援項目	支援内容	問い合わせ先
児童生徒等の学校への受入れ	被災地から市内に避難された児童生徒の就学機会を確保するため、住民票の異動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応します。	教育委員会 (学校教育課) TEL0858-22-8166
教科書の無償提供	小・中学校で必要となる教科書については、無償給与します。	
学用品	授業を受けるため必要となる学用品等については、できるだけ学校側で揃えるよう配慮します。	
精神面のケア	児童生徒の精神面のケアについては、各中学校区に配置されたスクールカウンセラーを中心に行います。	
就学援助費の支給	準要保護世帯と認められる場合は、就学援助費の支給対象とします。	教育委員会 (教育総務課) TEL0858-22-8165
学校給食費の減免	準要保護世帯と認められる場合は、減免を行います。	教育委員会 (学校給食センター) TEL0858-28-3343

## ■防災

支援項目	支援内容	問い合わせ先
防災行政無線	被災世帯に対し、市に住民登録がなくとも、防災行政無線の戸別受信機を無償貸与します。	防災安全課 TEL0858-22-8162
り災証明交付申請	被災世帯に対し、被災元自治体に対するり災証明の交付申請を支援します。	